

競技注意事項(第5戦)

1. 本大会は、2016年度(財)日本陸上競技連盟競技規則および競技注意事項により競技を実施する。
2. 本競技場における朝の練習は9:00までとする。投てき練習は一方で行い、周囲に十分気をつけて行う。ウォーミングアップでのフィールド内の使用は禁止する。また、競技中のバックストレートを中心としたウォーミングアップは、競技の妨げにならないように注意する。
3. 競技者の招集について
 - (1) トラック競技の招集場所は競技場南ゲートの外側に設ける。
 - (2) フィールド競技は、競技場所に現地集合する。
 - (3) 招集開始時刻および招集完了時刻は、すべてその競技の開始時刻を基準とし、下記の通りとする。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	25分前	15分前
フィールド競技	40分前	30分前

- (4) 招集方法
 - ア. 競技者は招集開始時刻がきたら招集所にて、自分のナンバーカードを競技者係に示し出場する種目・組・レーン(試技順)を告げて確認を受ける。
 - イ. 競技者は、出場種目の招集開始時刻には招集所で待機する。
 - ウ. 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該競技種目を棄権したものとみなし処理する。
 - エ. 他の種目と兼ねて出場する競技者は、そのことを競技者係に申し出て、出場の確認を受ける。
4. 競技場への入退場について
 - (1) 競技場への入退場は、競技役員誘導に従い規律ある行動をとること。競技者以外はトラック、フィールドに立ち入ることはできない。トラック内は場内司令の指示に従う。
 - (2) トラック競技出場者は、フィニッシュラインに到着後、北側ゲート(ゴール正面)を通り退場する。ゴール横のゲートからの退場は禁止する。また、本部前の通行も禁止する。
 - (3) フィールド競技出場者の退場については、当該競技役員または場内司令の指示に従う。
5. ナンバーカードについて
 - (1) 使用するナンバーカードは各自で用意し、2016年度アスリートランキング登録のナンバーを使用する。
 - (2) ナンバーカードは、必ずユニフォームの胸背に確実につける。ただし跳躍競技の競技者は胸・背のいずれかでもよい。
 - (3) トラック競技出場者は、腰ナンバーカードを招集所で受け取り、パンツ右側後方につける。3000m以上の競技は、黄色のレーンナンバーカードを使用する。
 - (4) ナンバーカードをつけずに競技に出場することはできない。
6. 競技について
 - (1) トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順はプログラム記載通りとする。
 - (2) スパイクのピンは11本以内、長さは9mmを超えてはならない。走高跳・やり投げの場合、12mmを超えてはならない。
 - (3) 競技に使用する用器具は、全て主催者が用意したものを使用する。やりは検定を受けて通ったものを使用することができる。検定時間は12時30分～12時50分とする。検定場所は、招集所側用器具庫付近で行う。棒高跳用ポールは個人所有のものを使用できる。
 - (4) 競技規則162条7により、不正スタートをした競技者は1回で失格とする。スターターの合図は英語で行う。また、スタートにおいて不適切行為があったとして、同じレースで2回の警告を受けた競技者は失格とする。
 - (5) トラック競技におけるスターティングブロックセット後のスタート練習は、時間短縮のため30mまでとする。
 - (6) 事故防止のため、短距離走ではフィニッシュライン到着後も自分のレーン(曲走路)を走る。
 - (7) 助力については、競技場内での助力は禁止とするが、スタンドからの助言については競技運営や他の競技者の競技妨げにならない範囲で認める。ただし、ビデオ・携帯電話もしくは類似の機器等を競技者に見せることは可能だが、競技者が試技場内に持ち込むことはできない。
 - (8) 棒高跳の最初の高さ、バーの上げ方は出場選手の状況を見て決定する。
7. その他
 - (1) 正面開門時間は6:30、ゲート開門時間は7:00を予定している。
 - (2) 受付および参加費の納入は、7:30頃から正面スタンド下大会本部で行う。
 - (3) プログラムの訂正は、8:30までに大会総務に申し出る。
 - (4) 役員全体打ち合わせは8:45からメインスタンド前で行い、その後各パート打ち合わせを行う。
 - (5) けがや体調不良に関しては、応急処置のみ大会主催者が行うが、以後の責任は負わない。
 - (6) ゴミの始末は各自・各チームが責任を持って行き、競技場にはいっさい捨てないこと。
 - (7) テント等が強風で飛ばないように、各使用団体が責任を持って管理すること。突風でテントが飛ばされたり、倒れたりしないように確実にロープなどで固定すること。
8. 審判業務について
 - (1) 用器具係担当部署の準備が出来次第、用器具のセットは各パートで行ってください。また、終了後の撤去については、パートごとに行ってください。終了後は用器具係に報告してください。